

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當るとは、その翌日)

目次

◇選管告示

鳥取県議会の議員の一般選挙の実施

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙長等の選任

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙長が事務を行なう場所

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙に用いる投票用紙の様式

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における立会演説会の開催計画

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における立会演説会の所属の班等を決定するくじを行なう日時等

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙会の場所等

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において候補者一人につき支出することができる金額

◇鳥取市選挙区選挙長告示

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき等のくじを行なう場所等

- ◇米子市選挙区選挙長告示 //
- ◇倉吉市選挙区選挙長告示 //
- ◇境港市選挙区選挙長告示 //
- ◇岩美郡選挙区選挙長告示 //
- ◇八頭郡選挙区選挙長告示 //
- ◇気高郡選挙区選挙長告示 //
- ◇東伯郡選挙区選挙長告示 //
- ◇西伯郡選挙区選挙長告示 //
- ◇日野郡選挙区選挙長告示 //

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭和四十五年法律第二百二十八号)第一条第一項の規定に基づき、鳥取県議会の議員の任期満了による一般選挙を昭和四十六年四月十一日に行なうので、同法第二条第三号の規定により告示する。

なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

選挙区	選挙すべき議員の数
鳥取市	八人
米子市	七人
倉吉市	三人
境港市	二人
岩美郡	二人
八頭郡	五人
気高郡	二人
東伯郡	五人
西伯郡	四人
日野郡	二人

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

選挙区	選挙長		選挙長の職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
鳥取市	鳥取市船木八一番地	谷口 源蔵	鳥取市寿町七〇二番地	豊田 賢一
米子市	米子市西町一六番地	上原 隼三	米子市道笑町三丁目一八番地	橋谷 孝三
倉吉市	倉吉市福吉町一三三番地	中山 善満	倉吉市新田七〇〇番地の二	進木 進
境港市	境港市末広町六八番地	由木 末雄	境港市渡町一二一八番地	門脇 裕爾
岩美郡	鳥取市朝月二二六番地	米村 正美	鳥取市叶一八六番地	北浦 基義
八頭郡	鳥取市上原二〇〇番地	加藤 定治	鳥取市田園町二丁目二〇三番地	川崎 正信
気高郡	岩美郡岩美町大字牧谷三四七番地	福光 正義	鳥取市新町一八番地	高田 豊
東伯郡	鳥取市湯所町一丁目三一二番地	河原 俊男	東伯郡北条町北尾一一一番地	河本 義寛
西伯郡	米子市久米町三九番地	厨子真一郎	米子市皆生温泉一七二六の一番地	柴田 力寿
日野郡	倉吉市河原町一九六九番地	小川 貞寿	米子市東福原二九一番地六	米山 正男

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行なう。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市尚徳町二一六番地	鳥取市役所
米子市	米子市中町二〇番地	米子市役所
倉吉市	倉吉市葵町七二番地	倉吉市役所
境港市	境港市上道町一、六〇〇番地	境港市役所
岩美郡	鳥取市東町一丁目二〇番地	鳥取県庁
八頭郡	鳥取市東町二丁目二〇番地	鳥取県庁
気高郡	鳥取市東町一丁目二二〇番地	鳥取県庁
東伯郡	倉吉市厳城二七九番地	中部総合事務所
西伯郡	米子市糺町一丁目一六〇番地	西部総合事務所
日野郡	米子市糺町二丁目一六〇番地	西部総合事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙に用いる投票用紙の様式を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり定める。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

表折目

鳥取県議会議員選挙投票

鳥取県選挙管理委員会印

裏折目

○ ちゅうい 注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

とうほしやしめい 候補者氏名

表

鳥 取 県 議 会 議 員 選 挙 投 票

鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印

裏

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における立

会演説会の開催計画を鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第三条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同条例同条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 立会演説会の方法

班別編成の方法

二 立会演説会を開催すべき日時及び会場

鳥取市選挙区（第一班）

月 日	曜 日	開 始 時 刻	開 催 村 市 町	会 場
四月三日	土	午後七時三十分	鳥取市	鳥取県農協会館
〃 四日	日	〃 一時三十分	〃	湖 東 中 学 校
〃 五日	月	〃 七時三十分	〃	鳥 取 市 民 会 館
〃 六日	火	〃 一時三十分	〃	大 正 小 学 校
〃 七日	水	〃 七時三十分	〃	稲 葉 山 小 学 校

鳥取市選挙区(第二班)

月 日	曜日	開始時刻	開催市町村	会 場
四月三日	土	午後一時三十分	鳥取市	大正小学校
〃 四日	日	七時三十分	〃	稲葉山小学校
〃 五日	月	一時三十分	〃	湖東中学校
〃 六日	火	七時三十分	〃	鳥取県農協会館
〃 八日	木	七時三十分	〃	鳥取市民会館

米子市選挙区(第一班)

月 日	曜日	開始時刻	開催市町村	会 場
四月三日	土	午後一時三十分	米子市	厳小学校
〃 四日	日	七時三十分	〃	明道小学校
〃 五日	月	一時三十分	〃	彦名小学校
〃 六日	火	七時三十分	〃	大篠津小学校
〃 八日	木	七時三十分	〃	米子市公会堂

米子市選挙区(第二班)

月 日	曜日	開始時刻	開催市町村	会 場
四月三日	土	午後七時三十分	米子市	大篠津小学校
〃 四日	日	一時三十分	〃	彦名小学校
〃 五日	月	七時三十分	〃	米子市公会堂
〃 六日	火	一時三十分	〃	厳小学校
〃 七日	水	七時三十分	〃	明道小学校

倉吉市選挙区

月 日	曜日	開始時刻	開催市町村	会 場
四月三日	土	午後七時三十分	倉吉市	成徳小学校
〃 四日	日	〃	〃	久米中学校
〃 五日	月	〃	〃	中部農協会館
〃 六日	火	〃	〃	倉吉福祉会館

境港市選挙区

月 日	曜日	開始時刻	開催市町村	会場
四月三日	土	午後七時三十分	境港市	中浜小学校
〃 五日	月	〃	〃	渡小学校
〃 七日	水	〃	〃	境小学校

岩美郡選挙区

月 日	曜日	開始時刻	開催市町村	会場
四月三日	土	午後七時三十分	国府町	谷小学校
〃 五日	月	〃	福部村	福部中学校
〃 七日	水	〃	岩美町	岩美中学校

八頭郡選挙区

月 日	曜日	開始時刻	開催市町村	会場
四月三日	土	午後一時三十分	八東町	八東中学校
〃 三日	〃	七時三十分	若桜町	若桜中学校
〃 四日	日	一時三十分	郡家町	中央中学校
〃 四日	〃	七時三十分	船岡町	船岡町公民館

用瀬町

月 日	曜日	開始時刻	開催市町村	会場
〃 五日	月	一時三十分	用瀬町	用瀬小学校
〃 五日	〃	七時三十分	河原町	河原小学校
〃 六日	火	一時三十分	佐治村	豪雪山村開発 総合センター
〃 六日	〃	七時三十分	智頭町	智頭小学校

気高郡選挙区

月 日	曜日	開始時刻	開催市町村	会場
四月三日	土	午後一時三十分	青谷町	青谷小学校
〃 六日	火	〃	気高町	浜村小学校
〃 九日	金	〃	鹿野町	鹿野小学校

東伯郡選挙区

月 日	曜日	開始時刻	開催市町村	会場
四月三日	土	午後一時三十分	泊村	泊小学校
〃 三日	〃	七時三十分	東郷町	桜小学校
〃 四日	日	一時三十分	関金町	鴨川中学校
〃 四日	〃	七時三十分	羽合町	北浜中学校羽合校舎

西伯郡選挙区

月 日	曜日	開始時刻	開催市町村	会場
四月三日	土	午後七時三十分	西伯町	西伯町中央集会所
〃 四日	日	一時三十分	会見町	中央公民館
〃 四日	〃	七時三十分	岸本町	岸本小学校
〃 五日	月	七時三十分	日吉津村	スポーツセンター
〃 六日	火	一時三十分	大山町	大山中学校
〃 六日	〃	七時三十分	淀江町	淀江小学校 旧淀江校舎講堂
〃 七日	水	七時三十分	名和町	名和中学校
〃 八日	木	七時三十分	中山町	下中山小学校

月 日	曜日	開始時刻	開催市町村	会場
〃 五日	月	一時三十分	北条町	北条小学校
〃 五日	〃	七時三十分	三朝町	三朝温泉会館
〃 六日	火	一時三十分	大栄町	由良小学校
〃 六日	〃	七時三十分	東伯町	中央公民館
〃 七日	水	七時三十分	赤碓町	赤碓高等学校

日野郡選挙区

月 日	曜日	開始時刻	開催市町村	会場
四月三日	土	午後一時三十分	日南町	中央公民館
〃 五日	月	〃	日野町	根雨公会堂
〃 七日	水	〃	江府町	江府町公民館
〃 九日	金	〃	溝口町	溝口小学校

三 一の班に所属することのできる候補者の数及び演説の時間

候補者の数 八人以内

演説の時間 一の班に属する候補者が四人以内のとき三十分以内、五人以上のとき二十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における立会演説会において、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第五条第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行なわれる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行なう日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程（昭和四十二年三月鳥取県選挙管理委員会規則第一号）第六条の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

選挙区	日	時	場	所
鳥取市	昭和四十六年三月三十一日午後五時十分		鳥取市尚徳町二一六番地	鳥取市役所
米子市	昭和四十六年三月三十一日午後五時十分		米子市中町二〇番地	米子市役所
倉吉市	昭和四十六年三月三十一日午後五時十分		倉吉市葵町七二三番地	倉吉市役所
境港市	昭和四十六年三月三十一日午後五時十分		境港市上道町一、六〇〇番地	境港市役所
岩美郡	昭和四十六年三月三十一日午後五時十分		鳥取市東町一丁目二二〇番地	鳥取県庁
八頭郡	昭和四十六年三月三十一日午後五時十分		鳥取市東町一丁目二二〇番地	鳥取県庁
気高郡	昭和四十六年三月三十一日午後五時十分		鳥取市東町一丁目二二〇番地	鳥取県庁
東伯郡	昭和四十六年三月三十一日午後五時十分		倉吉市巖城二七九番地	中部総合事務所
西伯郡	昭和四十六年三月三十一日午後五時十分		米子市糀町一丁目一六〇番地	西部総合事務所
日野郡	昭和四十六年三月三十一日午後五時十分		米子市糀町一丁目一六〇番地	西部総合事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

章

選挙区	場	所	日	時
鳥取市	鳥取市尚徳町一六番地	鳥取市役所	昭和四十六年四月十四日午後一時	
米子市	米子市中町二〇番地	米子市役所	昭和四十六年四月十四日午後一時	
倉吉市	倉吉市葵町七二番地	倉吉市役所	昭和四十六年四月十四日午後一時	
境港市	境港市上道町一六〇〇番地	境港市役所	昭和四十六年四月十四日午後一時	
岩美郡	鳥取市東町二丁目二二〇番地	鳥取県庁	昭和四十六年四月十四日午後一時	
八頭郡	鳥取市東町二丁目二二〇番地	鳥取県庁	昭和四十六年四月十四日午後一時三十分	
気高郡	鳥取市東町二丁目二二〇番地	鳥取県庁	昭和四十六年四月十四日午後二時	
東伯郡	倉吉市厳城二七九番地	中部総合事務所	昭和四十六年四月十四日午後一時	
西伯郡	米子市靴町二丁目一六〇番地	西部総合事務所	昭和四十六年四月十四日午後一時	
日野郡	米子市靴町二丁目一六〇番地	西部総合事務所	昭和四十六年四月十四日午後一時三十分	

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は次のとおりであるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

選挙区	候補者一人につき支出することができる金額
鳥取市	五九六、三〇〇円
米子市	六一五、五〇〇円
倉吉市	六二〇、五〇〇円
境港市	六二八、八〇〇円
岩美郡	五九四、六〇〇円
八頭郡	五七七、二〇〇円
気高郡	五七七、四〇〇円
東伯郡	五九五、八〇〇円
西伯郡	五八四、九〇〇円
日野郡	六一一、二〇〇円

鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙鳥取市選挙区選挙長告示第一号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人

となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県議会議員選挙鳥取市選挙区選挙長 谷 口 源 蔵

一 場所 鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所

二 日時 昭和四十六年四月八日 午後五時十分

米子市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙米子市選挙区選挙長告示第一号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県議会議員選挙米子市選挙区選挙長 上 原 隼 三

一 場所 米子市中町二〇番地 米子市役所

二 日時 昭和四十六年四月八日 午後五時十分

倉吉市選挙区選挙長告示

鳥取県議会選挙倉吉市選挙区選挙長告示第一号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県議会議員選挙倉吉市選挙区選挙長 中 山 善 満

- 一 場所 倉吉市葵町七二番地 倉吉市役所
- 二 日時 昭和四十六年四月八日 午後五時十分

境港市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙境港市選挙区選挙長告示第一号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において

て準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県議会議員選挙境港市選挙区選挙長 由 木 末 雄

- 一 場所 境港市上道町一、六〇〇番地 境港市役所
- 二 日時 昭和四十六年四月八日 午後五時十分

岩美郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙岩美郡選挙区選挙長告示第一号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県議会議員選挙岩美郡選挙区選挙長 米 村 正 美

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁
- 二 日時 昭和四十六年四月八日 午後五時十分

八頭郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙八頭郡選挙区選挙長告示第一号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県議会議員選挙八頭郡選挙区選挙長 加 藤 定 治

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁
- 二 日時 昭和四十六年四月八日 午後五時十分

気高郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙気高郡選挙区選挙長告示第一号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県議会議員選挙気高郡選挙区選挙長 福 光 正 義

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁
- 二 日時 昭和四十六年四月八日 午後五時十分

東伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙東伯郡選挙区選挙長告示第一号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県議会議員選挙東伯郡選挙区選挙長 河 原 俊 男

- 一 場所 倉吉市蔵城二七九番地 中部総合事務所
- 二 日時 昭和四十六年四月八日 午後五時十分

西伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙西伯郡選挙区選挙長告示第一号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又

は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県議会議員選挙西伯郡選挙区選挙長 厨 子 貞一郎

- 一 場所 米子市糶町一丁目一六〇番地 西部総合事務所
二 日時 昭和四十六年四月八日 午後五時十分

日野郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙日野郡選挙区選挙長告示第一号

昭和四十六年四月十一日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所等及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県議会議員選挙日野郡選挙区選挙長 小 川 貞 寿

- 一 場所 米子市糶町一丁目一六〇番地 西部総合事務所
二 日時 昭和四十六年四月八日 午後五時十分